

## 議会のウェブサイトのためのガイドライン（翻訳）

国土交通調査室 岡村 光章

### 目 次

- I “Guidelines for Parliamentary Websites” 刊行をめぐる国際機関等の動きについて
- II 議会のウェブサイトのためのガイドライン（翻訳）

## I “Guidelines for Parliamentary Websites” 刊行をめぐる国際機関等の動きについて

本ガイドラインは、「議会における情報通信技術のためのグローバルセンター」(Global Centre for Information and Communication Technologies in Parliament: 以下「グローバルセンター」とする)の構成員22名が作業を行い、2009年3月に刊行された。

グローバルセンターは、国連経済社会局(United Nations Department of Economic and Social Affairs: UNDESA)と列国議会同盟(Inter Parliamentary Union: IPU)との共同イニシアチブにより、チュニスにおける世界情報サミット(The World Summit on the Information Society: WSIS)を契機として2005年11月に発足した各国・各地域の議会を構成員とする組織である。

グローバルセンターは、2つの主要な目的を挙げている。①WSISの成果を考慮し、ICT関連の立法を促進して、情報社会の進展の中で議会の役割を強化する、②議会のプロセスを現代化し、透明性、アカウンタビリティ、参加を増大し、議会間の協力を改善するための手段として、ICT利用を促進する。

また、グローバルセンターが中心となって、2007年から『世界電子議会会議』が毎年開催されている。

さらに、世界各国の議会に対するアンケート調査を基にして、『世界電子議会レポート2008』(89か国、105の議院)及び『世界電子議会レポート2010』(109か国、134の議院)が刊行されている。

本ガイドラインはIPUによって2000年に刊

行された「議会のウェブサイトの内容と構造に関するガイドライン」(Guidelines for the Content and Structure of Parliamentary Web Sites)の改訂版であるが、第2回世界電子議会会議の討論や『世界電子議会レポート2008』の調査結果を踏まえた内容となっている。詳細は本文の「背景」参照。

ガイドラインの作成作業に参加したメンバーは、以下のとおりである(アルファベット順)。

ミゲル・アルバレス (グアテマラ)  
 マリアン・ボトキャン (ルーマニア)  
 ギレルモ・カステロ (アメリカ)  
 ロブ・クレメンツ (イギリス)  
 ヘルソン・ドニス (グアテマラ)  
 シャーレイ-アン・フィアゴメ (ガーナ)  
 エドアルド・グイソルフィ (ウルグアイ)  
 トレーシー・グリーン (イギリス)  
 ジェフ・グリフィス (責任者:アメリカ)  
 エリック・ランダベルデ (エルサルバドル)  
 ニノスカ・ロペス (ニカラグア)  
 アノイシウス・マカタ (ウガンダ)  
 セシリア・マタンガ (SADC PF)  
 マヘシュ・ペレラ (スリランカ)  
 アンディ・リチャードソン (IPU)  
 グロ・サングリッド (ノルウェー)  
 エンリコ・セタ (イタリア)  
 フラビオ・ゼニ (UNDESA)

表 世界電子議会会議の概要

|   | 開催年月    | 共同企画 (IPU 及び UNDESA 以外) | 開催地             | 参加国数  | 参加者数    |
|---|---------|-------------------------|-----------------|-------|---------|
| 1 | 2007.10 | 各国議会事務総長会               | ジュネーブ (スイス)     | 72 か国 | 約 400 名 |
| 2 | 2008.11 | 欧州議会                    | ブリュッセル (ベルギー)   | 90 か国 | 約 400 名 |
| 3 | 2009.11 | 米国下院                    | ワシントン DC (アメリカ) | 88 か国 | 約 450 名 |
| 4 | 2010.10 | 南アフリカ議会 全アフリカ議会         | ヨハネスブルグ (南アフリカ) | 87 か国 | 約 400 名 |

(出典) 筆者作成。

（参考）

1. ガイドラインの URL は以下のとおり。

IPU, *Guidelines for Parliamentary Websites*, 2009.3.

<[http://www.ictparliament.org/sites/default/files/webguidelines\\_en.pdf](http://www.ictparliament.org/sites/default/files/webguidelines_en.pdf)>

2. 第1回世界電子議会会議、第2回世界電子議会会議及び『世界電子議会レポート2008』については、以下の資料を参照。

武田美智代「議会の情報発信と情報通信技術（ICT）—国際的動向と英国の事例を中心に—」『レファレンス』699号, 2009.4, pp.27-48.

<[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200904\\_699/069902.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200904_699/069902.pdf)>

3. 第3回世界電子議会会議及び『世界電子議会レポート2010』については、以下の資料を参照。

岡村光章「電子議会の国際的動向と米国の事例」『レファレンス』718号, 2010.11, pp.177-190.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071809.pdf>>

## II 議会のウェブサイトのためのガイド ライン (翻訳)

### —目次—

#### 概観

##### 背景

##### 序論

##### ウェブサイトの目標

##### 委員会と議員のウェブサイト

##### 注釈

##### 今後の対策

#### 議会のウェブサイトのためのガイドライン

##### 第1章 議会に関する一般的情報

##### 第2章 立法、予算及び行政監視に関する情報

##### 第3章 情報を発見・入手・利用するためのツール

##### 第4章 市民とのコミュニケーション・対話のためのツール

##### 第5章 ユーザビリティやアクセシビリティのための設計と言語

##### 第6章 管理

### —本文—

#### 概観

#### 背景

2000年、IPUは「議会のウェブサイトの内容と構造に関するガイドライン」を出版した。このガイドラインは、当時のウェブサイトの広範囲な調査に基づいている。各国の議会は、その後、各国議会事務総長会(ASGP)を通じて意見を求められた。出版した時点で、インターネットとその基礎をなす技術は絶えず進化しているため、「将来における開発を踏まえて、ガイドラインを見直して改訂する必要がある」であろうと言及している。IPUの事務局はその任務を任され、また、ガイドラインを実施するに際して、進捗の度合を評価するための調査の準備も任された。

2008年後半、議会のためのICTグローバルセンター<sup>(1)</sup>は、IPUと協議して、過去数年のうちに出現した技術の進歩とその実用化を反映したガイドラインの改訂に取り組んだ。背景には、『世界電子議会レポート2008』<sup>(2)</sup>の存在があるが、このレポートには、議会のウェブサイトの世界的な調査結果と、IPUのガイドラインの実施状況の報告が含まれている。世界中の議会の専門家たちがその時間と知見とを費やして、ガイドラインを評価し改訂する提案に取り組んだ。新しいガイドラインの素案は、2008年11月25-26日のブリュッセルの欧州議会で開催された世界電子議会会議において提案され、議会の参加者や関係者たちによるコメントが紹介された。

最終案は2009年3月6日ブダペストでの議会のためのICTグローバルセンターの3回目の理事会で承認された。

2000年のガイドラインと同様、この報告書「議会のウェブサイトのためのガイドライン」は、

(1) 原注：内容を本稿Iに反映した。

(2) 原注：内容を本稿Iに反映した。

ウェブサイト企画し監督する責務の遂行のために実践的な指針となる勧告を提供することを意図しており、また議会がウェブサイトのデザイナー、開発業者や管理者に具体的なガイダンスを提供することが可能になるよう、意図している。

## 序論

2000年以降、ウェブサイトは明らかに立法府<sup>(3)</sup>の業務を概観するための市民への最も重要な窓口の1つとなっている。議会のウェブサイトは、市民との活発なコミュニケーション手段、立法府の任務、責任についての公衆の理解を促進する手段を議会に提供している。インターネットが広範囲に利用されている国では、法案が通過したのか通過しなかったかに関する情報と同様に、議員が何を言い、何をしたかについて市民が知るために、議会のウェブサイトは最も重要で頻繁に利用される手段の1つとなっている。高速の遠距離通信技術へのアクセスは、地球規模で増大し続けており、上記のことはほとんど全ての国で現実のものとなるであろう。

議会のウェブサイトはまた、議員や委員会<sup>(4)</sup>、公務員にとっても重要なツールである。議会のウェブサイトは、法案のコピーや議事日程を得たり、委員会活動の概要を知ったり、委員会の文書そのものを得たり、また議員の発言、議員がどのような投票をしたかについて知ることができる、最も迅速で最も信頼できる媒体といえる。議会の指導者層や議員たちが立法や行政監視の業務を遂行することを可能にするために必須なものとなっている。

しかしながら、公式な議会のウェブサイトは、市民や議員が議会や議会の活動について情報を得る唯一の情報源ではない。公共政策、立法、行政監視を扱っているウェブサイトは、市民団

体、ロビイスト集団、政党、民間企業によっても維持されている。特に高所得国の間では、議会のサイトで維持されている情報と似通っている情報を提供しているウェブベースの情報源が広範囲に渡って存在している。このようなサイトはしばしば独自の見解を持っていたり、議会の活動に関する論評を含んだりしているが、全世界規模で増え続けている。これは、技術が進歩し、経済や政治の課題が全世界規模で絡み合うようになっていたりすることに起因しているといえる。

公共政策の課題に関する情報や意見を提供する情報源の数がこのように増えてしまっていることは、立法府の公式サイトが信頼できる党派性のないものであり、タイムリーに正確で包括的な情報を提供することの重要性をますます高めている。このウェブサイトは簡単に理解、利用できて、全ての情報に自由にアクセスできなければならない。最終的には、市民と議員両方の増大しつつあるニーズに合わせ、技術の進歩に追いつきつつ、透明性、アクセスのし易さ、説明責任及び効率性という、議会制度の目標に貢献できるように管理、維持されなければならない。

## ウェブサイトの目標

過去10年の間に議会のウェブサイトの目標は、より複雑でより困難だがやりがいのあるものになってきている。初めは、議会の歴史や役割、立法府のメンバーについての基礎的な情報を提供することが目的であった。程なく、法案の正式なテキストの写しを提供するようになり、次には本会議での審議を逐語的に記述した報告、審議概要、委員会報告の写しの提供も課されるようになった。更には、双方向的なウェブが出現するに伴い、議員と市民との間の二方

(3) 原注：専門用語に関する注記：parliament と legislature は、この出版物中では議会の制度を示す同義の用語として用いている。

(4) 原注：専門用語に関する注記：この出版物では committee は幾つかの議会で使用されている commission と同義である。



向のコミュニケーションを奨励するツールが加わった。これにより、見解を共有化し、政策過程に市民が可能な限り関与するようになった。

ウェブサイトはまた改善されたアクセスの方法を提供しなければならなかった。テキストの写しを入手することに加えて、多くの議員や市民は現在専門的なドキュメントや発言集を得るのにサーチエンジンを使っている。アラートサービスは、法案の紹介、修正、委員会のドキュメントの綴じ込みや議員の活動や発言について、適宜、知らせることを可能にしている。更には、録音・ビデオのウェブ放送やオンデマンドのアーカイブなど様々なメディアによって、議会について知ることができるようになってい

る。議会は、より理解しやすく操作が簡単になるように、ウェブサイトのデザインやユーザビリティを改善するように更なる課題を求められている。障害者を含む全ての人に利用できることを保証するために、アクセシビリティを拡充しなければならなかった。また多数の公用語への対応が不十分なために、ウェブから疎外されている市民に生じているデジタルデバイドのような、様々な関連した課題にも対処しなければならなかった。

### 委員会と議員のウェブサイト

ガイドラインを改訂するに際し、担当チームは議会の委員会によるウェブサイトの利用が増えていることに着目した。多くの立法府で立法や行政監視の過程で委員会が重要な役割を果たしている。この役割は独自の規則や議事手続きによって、国々の間でかなり異なっている場合がある。そのために、委員会のウェブサイトのためのガイドラインが、母体である議会の違いを考慮するよう個々に努力するのは当然のことである。従って、委員会のウェブサイトのためのガイドラインでは、そのような組織に関する議会間の違いを考慮することができる個別的な取組が是認される。

議員個人のウェブサイトもまた数が増え、重要性を増している。しかしながら、これらのサイトはしばしば異なった目的を持っており、開設や利用を規定する規則は組織の規則とは異なる場合もあるかもしれない。従って、議員のウェブサイトに関する特別な勧告は一切このガイドラインには盛り込まれていない。議会のウェブサイトは議員個人のサイトにリンクを張るべきである、ということ以上には言及していない。

### 注釈

この改訂版のガイドラインを提案するに際し、担当チームは多くの勧告に影響を与える数多くの広範な問題に対処しなければならなかった。ガイドラインとその勧告を一貫して簡潔な体裁で維持したいという意味ゆえに、これらの課題に関する説明を以下に述べる。

#### ・勧告あるいはオプションとしてのガイドライン

2000年のIPUのガイドラインにおいては勧告とオプションの区別があったが、今回はこれをなくした。全てのガイドラインは、立法府の規則と議事手続きのもとで該当する場合は、勧告されていると見なされるべきである。

例えば、本会議での投票が個々の議員によってよりむしろ政党によってなされるならば、その場合は個々の議員の投票についてのガイドラインはその立法府には適用されない。

インターネット利用のレベルや、議会のウェブサイトを維持し発展させるために利用可能な情報源は、国によって大いに異なる。しかしながら、ガイドラインに示されている原則は、範囲においては一般的であり、勧告は全ての議会に向けられている。「効果的な議会のウェブサイトの発展に貢献するため」というガイドラインの目標は、どんな国の市民にも等しく価値あるものである。

新しいテクノロジーを扱う場合、勧告は試すことの価値と評価に焦点を合わせているが、議

会のコミュニティのなかで豊富な経験を積みま  
では導入することを提案していない。全ての議  
会がこのような評価作業を実行するための関心  
あるいは資源をもっているわけではないだろう  
が、評価作業を実行する者は評価した上でその  
結果を他者と共有することが奨励されている。

地域のネットワークはその領域内の議会にガ  
イドラインを適用する場合には付加したり、修  
正したりすることを提案したがるであろう。例  
えば、共有化のためのソフトウェアを開発する  
ために、あるいは公用語について提案されてい  
る標準をメンバーの状況を反映させて調整す  
るために、共同して取り組むことに参加する重  
要性を強調したがるであろう。

#### ・言語とデジタルデバイス

公用語が多くある国では、ウェブサイトがあ  
らゆる言語に翻訳されていないならば、デジ  
タルデバイスを悪化させるリスクに直面してしま  
う。他方、多くの言語に翻訳する必要性は時に  
はかなりの資金を必要としかねない。各議会は  
独力で可能かどうか決断しなければならないで  
あろう。この問題に関してガイドラインは、ウェ  
ブサイトをでき得る限り多くの公用語に翻訳す  
る必要性を強調している。不完全なバージョン  
であっても幾つかの言語で利用可能になるなら  
ば、議会がどのように活動しているか、議員と  
どう接触しているか、といった永続的な情報の  
優先順位を高く置くべきである。現在の議会の  
活動のサマリーもまた定期的に提供すべきであ  
る。

#### ・どこまで遡及するのか

ドキュメントがデジタルフォーマットで利用  
可能なように時間的にどこまで遡るべきか、に  
ついてガイドラインを提示することは難題であ  
る。理想的には、昨今の環境下では、議会の歴  
史全般に渡って、全てのドキュメントがオンラ  
インで利用可能になるべきである。しかしなが  
ら、このことは実務的な観点、資金の観点両方

からいって、特に長い歴史のある議会にとっ  
ては、相当骨の折れる課題である。ガイドライン  
は、遡及の特定期間を勧めずに、趣旨としては  
可能な限り遡ってドキュメントが利用できるよ  
うにすることを奨励している。議会のドキュメ  
ントをデジタル化し、できる限り多く前の年に  
遡ってウェブサイト上で利用できるようにす  
る、という目標が勧告で示されている。既にデ  
ジタル化したドキュメントはウェブサイト上で  
利用できるようにとどめ、新しい技術に適合す  
る必要に応じてアップデートすることが想定さ  
れている。

#### ・ウェブサイトはどのような報告、情報を含むべきか

この場合の「含む」(include) は、議会自身  
のドメイン上に存在するか、あるいは他のウェ  
ブサイトからリンクを張られていることを意味  
している。議会自身が所有するドキュメントを  
ウェブサイト上で利用可能にすることを想定し  
ている。また、外部の情報源からの情報が、重  
要であっても有用なあるいは適切な方法で提供  
されていない場合、そうした情報を入手し再  
フォーマットする必要を見出しているケースも  
ある。更には、情報、ニュース、場合によって  
は法案や政府活動についての意見をも提供して  
いる様々な情報源へのリンクも含めている議会  
もある。このようにリンクを張ることは、バラ  
ンス、包括性及び客観性という点で問題提起し  
ている。ガイドラインは保守的な見解を取り、  
議会及び関連のある政府のドキュメントや情  
報を含むことを勧めているが、しかしより広範  
な情報源を含めたいという議会の拡張的なア  
プローチを排除する考え方ではない。ガイドラ  
インは、議会ウェブサイトに含まれるべき議会ド  
キュメント及び関連する政府ドキュメントの定  
義と範囲を自ら決めることを想定している。

#### ・詳細レベル

大抵の部分でガイドラインは必要とされる事

項のリストを提案するというより、むしろ推薦する情報やドキュメントの種類の事例を提示している。このことはほとんどの場合、“such as”というフレーズの使用に現れている。例:「議会の個々の議員の活動、例えば (such as)、法案の提出、質問、議会での質問、動議、政治宣言、投票記録等。」

このことは、1つにはリストの全ての項目が必ずしも全ての議会に関連するものではない、という理由と、特殊な範疇に関連するかもしれないあらゆる事項を知ることは困難であるという理由から、である。要は、事例は必須であると提示されているわけではなく、意図されることへの議会の理解を促進するために具体的な例を与えている、ということである。

- ・ 勧告間の重複

(略)

- ・ ジェンダー問題

(略)

- ・ 議会 対 大統領システム

(略)

- ・ 議会の役割：立法、予算、行政監視

議会は、立法、予算及び行政監視にどれぐらい関わるかの点で異なっている。このガイドラインは、これら3つの領域が全ての議会にとって同じように重要性を持っているわけではないだろう、という理解で全ての3つの領域を十分に包含しているつもりである。

- ・ ドキュメントのオープンスタンダード

XMLのようなドキュメントのオープンスタンダードは、議会のウェブサイトの有効性を支えるのに不可欠なものとなりつつある技術の構成要素の1つである。オープンスタンダードはドキュメントの交換、保持、検索、リンク、出力フォーマット及び表示にとって重大である。オープンスタンダードの導入は骨の折れることではあるが、共同開発の成果や議会間で知識と

経験を共有化することが、オープンスタンダードの採用を容易なものにしつつある。XMLのようなドキュメントのオープンスタンダードは、法案やその他の議会のドキュメントに装備するために使用されるべきである。ゆくゆくは全てのドキュメント及びメディアはオープンスタンダードを使い利用できるようにすべきである。

- ・ ダウンロードのためのサポート

自らのウェブサイトで議会のドキュメントを活用している議会外部の組織が増大している。これらのサイトの多くは、諸官庁、諸市民団体、マスコミ及び民間セクターによって維持されているが、民主主義と見聞の広い一般市民に貢献している。議会のドキュメントをこのように活用する人たちが権威のあるバージョンを手に入れることを保証するために、勧告は議会のファイルの高速のダウンロードを可能とするシステムを要請している。

## 今後の対策

技術と議会におけるその利用が早いペースで進化し続けているので、ウェブサイトを開発、維持することは常に変化し、一定の状態にはならない。このために、IPUとグローバルセンターは、オープンで共同的なウェブサイトを維持している。そこでは、議員、公務員、議会のスタッフに加えて、学者、政治学者、市民社会団体のメンバー、技術者、市民、その他関係者がガイドラインにコメントしたり、近々のアップデートを提案したり、開発の成果の利用状況や評価に関する研究を報告したりすることが求められている。

IPUとグローバルセンターは、適切、有用、効果的なガイドラインを提供するにあたって、政治体制や個々の国における議会の役割の違いが重要な課題であることに特に留意している。継続的な改善のための提案は積極的に奨励されるし、歓迎されている。



## 議会のウェブサイトのためのガイドライン

### 第1章 議会に関する一般的情報

議会のウェブサイトは、市民が議会について、その歴史、活動及び議員のことなどを知るための最も重要な方法の1つとして役立つものである。第1章は議会が代理している市民に自らを紹介することができる方法を勧告している。これには、直接そしてウェブサイトを通じての両方の議会の訪問の仕方、議会の歴史の概観、活動内容、様々な委員会を含めた組織、及び関係するウェブサイトへのリンクが含まれている。また、議会の指導者層、議員が選ばれる選挙プロセス、議会が出版するドキュメント及び提供している情報サービスに関する情報も勧告の対象となっている。特に重要なのは、現在及び過去の議員、代表者としての義務と活動内容に関する情報についての勧告である。

#### 1.1 議会へのアクセス

- a. 議会の建物へのアクセスに関する情報、例えば参観者センター、ガイドツアー、教育目的の参観、参観時間帯、本会議場へのアクセス、市民に利用可能な情報サービス
- b. 本会議場及び他の公的な会議室における座席表
- c. 議会の建物のバーチャルガイドツアー
- d. 当該ウェブサイトの体系に関する説明

#### 1.2 歴史と役割

- a. 当該議会の簡単な歴史
- b. 当該国の立法府の役割と法的責任
- c. 当該国の憲法や議会活動に関する基礎的なテキスト

#### 1.3 機能、構成及び活動

- a. さまざまな読者にとってわかりやすい、二院制の場合の各議院や委員会などの本会議以外の組織の役割の全般的説明を含めた議会の構造・各機能の概要
- b. 議会の予算とスタッフ

- c. 当日及び近々予定されている議会の一般的な活動や行事のスケジュール（参照：2.1.a 議事日程関連）
  - d. 二院制議会
    1. リンクを張っている両院のウェブサイトに市民を案内する単一のページ
    2. 両院のウェブサイトに相互が目立ったリンクを張ること
    3. 立法や行政監視の責務を説明している情報及び両院の議事手続き
    4. 両議院による活動を必要とする機能、例えば法案の通過、両院の活動や決定を反映する関連議会文書等
  - e. 議会がメンバーとなっている国際的団体及び地域団体のリスト
  - f. 本会議及び本会議以外の議会機関を含む、議会の年報
  - g. 最新及び前回の活動の統計、例えば審議された法案の数、開催された委員会のヒアリング、ミーティング及び行政監視関係の文書の数、本会議の審議時間等
  - h. 議会の公式の記者発表資料
- #### 1.4 選任された指導者たち
- a. 議会あるいは議院の現・前議長の略歴・写真
  - b. 議長の権限と特権に関する簡単な説明
  - c. 副議長の氏名
- #### 1.5 議会の委員会と他の本会議以外の議会機関
- 注：この章における勧告は、2.5の勧告と併せて勘案すべきである
- a. 各議会機関ウェブサイトへのリンク付き本会議以外の議会機関の全リスト
  - b. 各議会機関の任期と委任事項に関する説明
  - c. 任期の開始以降議会機関により遂行される活動内容に関する説明
  - d. 各議会機関の構成員及び議長の氏名
  - e. 各議会機関とのコンタクト情報（住所、電

話及びFAX番号、e-メール)

- f. 本会議以外の議会機関の活動分野に関連するウェブサイトと議会文書へのリンクの選択
- g. 各国のIPU関係機関、議会の親睦団体、並びに各議会がメンバーとなっている国際的および地域の議会の集まりへの代表団に関する構成やその他関係する現在・過去の情報

#### 1.6 議員

- a. 公表されている略歴と写真付きの現議員全ての最新リストと選挙区、所属政党、所属委員会、各議員のウェブサイトへのリンクに関する情報
- b. 代表者としての義務と機能について
- c. e-メールアドレスを含む各議員へのコンタクト方法
- d. 議会のメンバーとしての個々の活動実績、例えば法制に関する立案、質問、議会での質問、動議、政治宣言、投票記録等
- e. 議員の地位に関する基礎的情報、例えば議会の免責事項・不可侵権、報酬及び手当、行動及び倫理規範等
- f. 議員に関する現在及び過去の統計データ(性別、年齢、学歴、職歴等)
- g. 期間付きの前議員の略歴のリスト

#### 1.7 議会における政党

- a. 議会に現存している政党のリスト
- b. 各政党のウェブサイトへのリンク

#### 1.8 選挙及び選挙制度

- a. 選挙の手続の説明、例えば選挙制度、選挙区、選挙権、被選挙権、推薦要件、選挙実施者等
- b. 選挙委員会のウェブサイトへのリンク
- c. 所属政党別・選挙区別の前回選挙結果
- d. 党派、政党連立・連携の現在の構成
- e. これまでの選挙結果

#### 1.9 議会の管理運営

- a. 事務総長と部局長の氏名等関連情報の付いた議会事務局の組織図・機能図
- b. 議会事務局の業務の全般的説明、欠員リスト及び応募要領

#### 1.10 刊行物、文書及び情報サービス

- a. 議会の刊行物、議会文書の種類と刊行目的についての説明
- b. 議会の刊行物、文書の入手方法・場所、ウェブサイトからの入手、オンラインで利用できない場合の入手方法についての情報
- c. 議会図書館、文書館及び情報サービスに関する情報

#### 1.11 リンク集

- a. 大統領府、政府、憲法裁判所及び最高裁判所
- b. 省庁、官公庁
- c. 州/地方議会
- d. 列国議会同盟 (IPU)
- e. 他の国際的、地域的及び準地域的議会関係の諸機関
- f. 他国の議会
- g. その他、国民代表機関としての議会にとっての関係者へのリンク

## 第2章 立法、予算及び行政監視に関する情報

議会の業務の核心は、立法、行政監視及び予算に関する責務である。議会がこれらの活動の一つ一つにどれだけ関わっているかの程度は議会によって異なるので、勧告はこの3つの領域全てを包含するように意図されているが、同じようには適用できないかもしれないと理解している。第2章は、これら3つの領域の説明に焦点を当てているが、第1章の内容より詳細なものになっている。また同章は第一に立法、行政監視、予算審査及び承認などそれらが行われているプロセスにより、第二にそれらが生み出される委員会、調査会、審議会等により整理され

る文書や他の情報に関する勧告を含む。特に重要なのは、ウェブサイト上の議題、議会文書、その他の情報が正確でタイムリーで完全性を伴うものであることである。第3章は情報を検索し閲覧する方法に関しての勧告となる。

## 2.1 立法、予算及び行政監視の活動についての一般的な情報

- a. 立法及び行政監視に関する議題や委員会及び本会議のスケジュールを含む関連する文書へのリンク付き当日の議事日程表と本会議及び本会議以外の議会機関の今後の全領域の議事日程表
- b. 議会の業務フローと議会の責務を果たす各構成機関間の関係を示すチャート図；及び他国・地域の議会との関係を示すチャート図
- c. 議会用語・手続き集
- d. 議事手続の概観や型通りの議題のリストの要覧
- e. 議事規則、議会運営手続きあるいは類似した規則を設定した議会文書の全文テキスト

## 2.2 立法

- a. 立法過程に関する説明、立法府の構成機関間の関係及び立法府と行政、その他の国の機関・下位機関との間の関係を含む
- b. 全ての提出法案のテキストと現況
- c. 提出法案に関係する議会・政府の文書へのリンク
- d. 過去に提出された法案のテキストと最終的な状況
- e. 全ての制定された法律のテキストと成立までの経緯
- f. 過去の提出法案・制定法を検索できるデータベース

注：3.1.a-e も参照

## 2.3 予算・財政

注：この章では、予算・財政という用語は歳入を受け取り、公的資金を配分する過程を表している

- a. 憲法に定められた権限及び責任、政府の役割、並びに予算又は他の財政活動を審議若しくは了承する議会の役割を含む予算と財政の過程に関する説明
- b. 提案中の予算・財政の説明
- c. 提案中の予算・財政活動に関する議会の審議状況
- d. 予算・財政活動についての審議あるいは承認した議会機関の文書
- e. 過去の予算に関する文書
- f. 予算および財政について最近から過去に至るまで検索できるデータベース

注：3.1.a-e も参照

## 2.4 行政監視

注：この章では、全ての行政監視あるいは行政監視活動（これらの語はここでは同義語として使用している）を扱っている。例えば質問（文書・口頭）；回答、応答及び政府声明；質問に関する委員会報告；議会での質問及び特別な議論

- a. 行政監視の責任と行政監視機関の活動内容の説明
  - b. 行政監視の活動の概略と現況
  - c. 行政監視の文書、例えば質問（文書・口頭）；回答、応答及び政府声明；質問に関する委員会報告；議会での質問及び特別な議論
  - d. 過去からの行政監視の文書
  - e. 最近から過去に至るまで行政監視の活動に関連する文書を検索できるデータベース
- 注：3.1.a-e も参照

## 2.5 委員会や本会議以外の議会機関の活動

注：この章における勧告は、1.5の勧告と併せて考慮されるべきである

- a. 本会議以外の議会機関（委員会及び他の公

的グループ)関係文書。例えばスケジュール、前もって刊行された会議の議題、会議や活動の記録、報告と文書(該当機関に関する他の議会の事務方からのものを含む)、ヒアリング資料、その他の活動

- b. 過去からの本会議以外の議会機関の文書
- c. 本会議以外の議会機関のウェブサイト
- d. 会議のテレビ・ラジオ放送あるいはウェブ放送

注: 3.2.a も参照

- e. 会議の映像・音声のアーカイブ

注: 3.2.b も参照

## 2.6 本会議の活動と文書

- a. 本会議関係文書、例えば前もって刊行されたスケジュール、議題、活動の記録、議員による発言のテキスト、議論のテキスト
- b. 過去からの本会議関係の文書
- c. 本会議の録音・ビデオ放送あるいはウェブ放送

注: 3.2.a も参照

- d. 本会議の映像・音声のアーカイブ

注: 3.2.b も参照

## 第3章 情報を発見・入手・利用するためのツール

この章は、議会及び議員に関する文書や情報を発見し、表示するための手法を扱った勧告である。議員と市民両方のニーズに有用であり、しかも初心者から上級者まで扱えるサーチエンジンは不可欠なものになっている。また、重要性を増しつつあるものに音声、映像のウェブ放送を提供する様々な手段があり、これらの能力にあわせて開発されたアーカイブがある。最後に、アラート・サービスやウェブサイトへ携帯からアクセスできる、議員及び市民にとっての価値に勧告は言及している。しかしながら、こうした最新の高度に有効なアクセス手法の多くは、セキュリティや認証に関する勧告も必要と

している。

### 3.1 サーチ・エンジン

以下が可能な検索と表示のシステム

- a. 第1章及び第2章に含まれる全ての議会の文書及び情報を検索し閲覧できる
- b. 主要な要素、例えばテキスト中の文言、法案の現況、年月日、議員、委員会、政党などの必要な項目で検索できる
- c. さまざまな基準で結果を並べ替えできる
- d. 議員、スタッフ、公衆の要求を満たし、初心者・エキスパート両方によって理解可能である
- e. 文書の検索結果から関連する映像・音声の記録にリンクできる

### 3.2 テレビ・ラジオの放送及びウェブ放送

- a. 議会の行事や番組に加えてどんな議会機関の会議もライブでラジオ・テレビ放送あるいはウェブ放送できる
- b. ラジオ・テレビもしくはウェブで流された放送をアーカイブし、オンデマンドで見られるようにする

### 3.3 アラート・サービス

アラート・サービス、e-メールやRSSあるいは他の技術で議員や公衆に重要な議会の動きについて、更新情報を配信するサービス。例えば、法律制定の紹介、法律の修正、立法の現況と本文、議員の活動、委員会活動、行政監視、本会議の動き

### 3.4 モバイルサービス

- a. 議員・市民が携帯機器によってウェブサイトを利用して利用できる情報や文書にアクセスできるサービス

### 3.5 セキュリティと認証

- a. 内密を原則として、議員が情報や文書を入手、閲覧及び交換できる、安心して享受



できるサービス

- b. 文書や情報の真正性をウェブサイトのどの利用者にも証明できる認証サービス、例えばデジタルサイン

#### 第4章 市民とのコミュニケーション・対話のためのツール

フィードバックは、ウェブサイトが利用者のニーズによく応えていることを保証するためには、重要である。加えて、インターネットを通じた市民との双方向的なコミュニケーションは、議会と議員にとって、ますます、重要で価値あるものになりつつある。情報化社会の時代、ますます市民は、自分たちの代表者と意思疎通できて、受け答えがあったことを示す何かを受け取ることができることを期待するものである。対話を促進する技術は、量的にも性能からいっても、成長し続けてはいるが、反応しようと試みれば、議会と議員にはより多くの負担を与える可能性を伴っている。この章では、ウェブサイト上のこうしたツールの有用性に関して勧告を行うが、効果的に、しかし効率的に使われるように、試験したり評価したりすることも同じく重要であることも記しておく。

##### 4.1 一般的なフィードバック

- a. 利用者がウェブサイトのどの部分についてもコメントや質問を送ることができるようにするフィードバックユーティリティ
- b. 議員、委員会、議会職員と接触するための電話、e-メール、面談、ウェブサイトを通じて、というような選択可能性と推奨手段についての情報

##### 4.2 議員と市民とのコミュニケーション

- a. 組織化されていないe-メールのメッセージ、あるいはe-メールのフォームによって、議員、委員会、議会の職員と接触するための能力
- b. 議員、委員会、議会の職員が市民や市民

社会から効率的にe-メールを受けとり、管理し、回答するためのツール

- c. ブログ、オンラインフォーラム及びオンラインでの議論、電子請願、そのほか市民と互いにふれあう方法のような双方向的なツール
- d. 対象がかなり重要なことで、しかも結果が有益だと考えられるときにインターネット上の投票ができるシステム
- e. 新しい技術が現れ、それらが議会にとって有用であるとわかった時に、市民と議会とのやりとりの新しい方法を試して、実施すること

#### 第5章 ユーザビリティやアクセシビリティのための設計と言語

この章ではウェブサイトがより利用しやすく包括的なものになるよう多くの領域で勧告を提示している。以下で構成されている。ウェブサイトがわかりやすくなることを保証するユーザビリティ、障害者がうまく利用できることを保証するアクセシビリティ、複数の公用語が存在する、あるいは相当な割合を占める市民に使用されている複数言語が存在する国の議会の言語問題、全てのウェブサイトにとって良き実例とみなされる一般的な設計要素。

##### 5.1 ユーザビリティ

- a. 異なる使い方、異なる必要性及び異なる利用者のプロフィールについての理解から引き出される設計要素とその選択
- b. 開始時期及び大きな変更を行った時期に、ウェブサイトの設計や利用が対象利用者にとってわかりやすいものであることを保証するために行う利用者テスト及びその他のユーザビリティ手法

##### 5.2 アクセシビリティのスタンダード

- a. ウェブサイトが障害者によって利用できることを保証する、W3C<sup>(5)</sup>標準あるいは他



の適用できる標準を導入する

### 5.3 言語

- a. 2つ以上の公用語あるいは相当数の市民が使用する諸言語が存在する国々は、議会のウェブサイトの全てのコンテンツがこれらの言語で利用できるよう、全力を挙げて努力すべきである
- b. 部分版でしかその国の他の言語で利用できないなら、議会の活動とか議員との接触方法など永続的な情報に焦点を合わせるべきである。最近の議会の活動の概要は、定期的に提供されるべきである
- c. サイトの完全版あるいは部分版でも、1つは国際的なコミュニケーションのためによく使われる言語が使われるべきである

### 5.4 一般的な設計要素

- a. 利用者に利用可能な以下の設計要素
  1. よくある質問 (FAQ)
  2. 最新情報
  3. サイトマップ
  4. サイト関連情報 (所有者、管理者、更新方針等)
  5. ヘルプ機能
  6. サイト運営に関する質問の照会先
  7. 検索方法に関するガイダンス
- b. 多様なブラウザに対応し、新しい特徴やコンテンツの下位 (後方) 互換性<sup>(6)</sup>の妥当な水準の保証

## 第6章 管理

良質なウェブサイトを所持するためには、議会には最高レベルの積極的な指導力、適切な資源、情報の正確さや品質への精力的な関与が必要である。透明性を確保し、説明責任を完遂す

るためには、市民団体やその他の機関と前向きに文書を共有化する必要がある。オープンスタンダードの使用もまた情報の交換と保持のためには、非常に重要なものとなっている。この章では、ウェブサイトに関する政策の権限と責任、資源と支持、戦略的なプランニング、役割、文書と情報の管理及び広報に関する勧告を取り上げている。

### 6.1 権限と支持

- a. ウェブサイトは、議会及び行政当局の上層部の承認と支持を得る
- b. 適切な長期間の資金と訓練されたスタッフ (議会内外あるいは両者の組合せ) が利用できる
- c. 適切かつしっかりした技術インフラが提供される

### 6.2 戦略的なビジョンとプランニング

- a. 当局者、議員、職員及びスタッフが必要性と目標確立に関与する
- b. ウェブサイトの目標は書面で定義される
- c. 対象となる訪問者のニーズは書面で定義される
- d. 議会の戦略的な目標の達成及び議員と市民のニーズの充足が継続することを保証するために、ウェブサイトの定期的な評価が実行される

### 6.3 役割、責任及び協働

- a. 監督及び管理の役割と責任は書面で定義される
- b. コンテンツがタイムリーで正確であることを保証するチームを確立する
- c. コンテンツについて責任を持つスタッフと技術システムについて責任を持つスタッ

(5) 訳者注：World Wide Web Consortium の略語。インターネットの WWW (ワールド・ワイド・ウェブ) に関する規格化や標準化などを行う団体。

(6) 訳者注：新バージョンの視点から見た表現。新バージョンのソフトが旧バージョンで作成したデータを読み込めるなど。

フとの間での高水準の協働を確立する

#### 6.4 文書と情報の管理

- a. ワークフローシステムは、提案中の法案及び行政監視、委員会及び本会議の文書を作成し管理するために適切である
- b. XMLのような文書のオープンスタンダードを、提案中の法案及び他の議会の文書を作成するために使用する
- c. 全ての議会の文書は、XMLのような文書のオープンスタンダードフォーマットでダウンロード可能にする。その結果、政府、市民社会及び民間部門のシステムやウェブサイトに取り組み入れたり、容易に再利用できる
- d. マニュアルあるいは自動化手順及びシステムは、ウェブサイト上で利用可能な文書及びメディアの正確さを保証するために適切である
- e. 戦略は、ウェブサイトのより手厚いサポートのために、情報通信技術の品質と管理の改善を目的とした国あるいは国際的な標準機構によって確立された要求に合致している
- f. 提出された法案のテキスト、関連報告書及び文書、議会の現況は、議員や議会当局が利用できるのとほぼ同時にウェブサイト

で利用できるようにする

- g. 法律本文や手続段階の資料をできるかぎりわかりやすくするための説明資料を提供する
  - h. 提出された法案の背景を説明し、起こりうる影響を見極めた資料が利用できる
  - i. 議会文書がデジタル化され、できる限り遡ってアクセスできる
  - j. デジタルフォーマットで議会の文書を保存する戦略がある
  - k. 外部からの議会文書へのリンクが安定した状態であることを保証する方法を確立する
- #### 6.5 普及促進
- a. 宣伝広報その他の情報は、議会のウェブサイトはどうすればアクセスできて、かつどのように利用できるのか、議員、市民、学生が気付くのに役立つように利用できる
  - b. 議会のウェブサイトと他の政府及び市民社会のウェブサイト間の密接なリンクを促進する

（おかむら みつあき）

（本稿は、筆者が議会官庁資料調査室在職中に執筆・翻訳したものである。）